

Intellectual Property Newsletter 57 No. 57



Contents

特許侵害

発明の技術的意義等を考慮して特許法102条2項の 利益額の90%の推定覆滅を認めた事例

東京地裁(29部)令和3年5月20日判決〔空調服事件〕

審決取消

取消判決確定後の再度の審決に対する 審決取消訴訟における審理内容

知財高裁(4部)令和3年7月20日判決〔核酸分解処理装置事件〕

著作権

応用美術の著作物性判断

大阪地裁(26部)令和3年6月24日判決〔壁掛け時計事件〕

不競法

営業秘密の秘密管理性の要件

知財高裁(4部)令和3年6月24日判決〔リリーラッシュ事件〕

特許侵害

発明の技術的意義等を考慮して特許法102条2項の利益額の90%の推定覆滅を認めた事例



鷲見 健人
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和3年5月20日判決(平成30年(ワ)第21900号)裁判所ウェブサイト〔空調服事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする特許(「本件特許」)に係る特許権(「本件特許権」)を有する原告(X)が、被告(Y)が製造等する空調服(「Y製品」)が本件特許の特許請求の範囲の請求項3及び請求項9記載の発明(「本件発明」)の各技術的範囲に属すると主張して、Yに対し、Y製品の製造等の差止め、廃棄、損害賠償の支払を求めた事案です。

本件では、①Y製品が本件発明の技術的範囲に属するか(侵害論)、②無効の抗弁の成否(無効論)が争われましたが、裁判所は、上記①②に関してXの主張を採用し、Y製品の製造等が本件特許権を侵害すると判断しました。本報告で紹介するのは、本件特許権の侵害によりXが被った損害額の認定判断に関する部分(損害論)です。

損害論に関し、Xが特許法102条2項に基づく損害賠償請求を行ったところ、Yが得た利益額は5652万1465円であり、当該利益額が損害額と推定されましたが、裁判所は、以下のとおり認定し、推定された利益額のうち90%の割合で損害額の推定が覆滅されると判断しました。

2 裁判所の判断

(1)本件発明がY製品の部分のみに実施されていること

①本件発明の技術的意義

- 本件発明は、空調服の襟後部又はその周辺に二つの調整ベルトを設け、一方の調整ベルトの取付部と他方の調整ベルトの複数ある取付部のうちいずれか一つを取り付けることによって、襟後部と首後部との間に形成される開口部を広げたり、狭めたりすることを可能にし、より適切な空調服の冷却効果を、より簡単に得ることを目指したものである。
- 本件特許の出願当時、既に、空調服の襟後部の内表面に

一組の調整紐を設け、これらを結ぶことによって上記開口部の大きさを調整する技術があったところ、本件発明は、一組の調整紐を任意の長さに結ぶことが難しく、上記開口部の大きさを求める冷却効果に応じた適正なものにすることが困難であったことを解決しようとしたものであり、上記開口部からの空気の排出の効率化という点では、従来技術の延長線上に位置付けられるものである。

- 本件特許の出願当時、ボタン及びボタンホール等を使用し、衣服におけるサイズを複数段階で調整することができる周知慣用の技術が存在したことも踏まえると、従来技術と比較したときの本件発明の技術的意義は、必ずしも大きいものではなかったといわざるを得ない。

②本件発明の作用効果

- 従来技術に係る調整紐型空調服において、送風手段を作動させたときの襟後部と首後部との間に形成される開口部の形状は、電動ファンの風力、前部ファスナーの締め具合、着用者の姿勢や体格、服の布地や布ベルト、ゴムベルト等の素材、襟部の形状等の影響を受けると考えられる。
- 調整紐型空調服の場合、結び目付近に調整紐の先端部分が集まり、空気排出の障害となることが指摘されるが、紐という形状から考えて障害の程度がさほど大きいものとはいえず、本件発明により特に有意な作用効果が得られるとはいえない。

- そうすると、本件発明は、容易に襟後部と首後部との間に空気排出口を形成し、これを調整することができるものの、従来技術に比して大きな作用効果があるものとは認められない。

③Y製品における本件発明の実施部分の割合及び顧客誘引力

- 顧客が空調服を選択する際、空調服の価格、デザイン、服の素材並びに電動ファン及びバッテリーの性能に着目することが多いと認められ、空調服の襟後部と人体の首後部との間の空気排出口を調整する機構の有無が特に着目されたこ

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

とを認めるに足りる証拠はない。

- Y製品に上記部分を設けるのに要する費用は1着当たり41ないし42円であり、Y製品の販売価格の1ないし2%にすぎなかったと認められる。
- Y製品が備える機能のうち本件発明を実施した部分が占める割合は小さかったといえ、また、同部分の顧客誘引力が特に高かったとはいえない。

④小括

- 本件発明の技術的意義や作用効果、Y製品のうち本件発明が実施された部分の顧客誘引力等に照らすと、本件特許権を侵害する同部分がY製品の販売に貢献したところは小さいといわざるを得ないから、この事情に基づき、特許法102条2項により推定される損害額の80%について推定の覆滅を認めるのが相当である。

(2)市場における競合品の存在

- 平成29年から令和元年までの電動ファン付きウェアの市場において、Xグループのシェアは約30ないし40%、Yグループのシェアは約20ないし40%であり、Xは、襟後部と首後部との間に形成される開口部の大きさを調整することができるように、2段階調整型空調服を製造販売している。
- Yは、その商品のパンフレット等において、ペンを差すポケット、バッテリー用ポケット等の機能と並んで本件発明に係る部分を紹介しており、購入者が本件発明が実施された部分のみに着目してY製品を選択したとはいえない。一方で、X及びY以外の業者も、首後部からの空気のパイプをより効率的に行うための機能を備えた空調服や、その他種々の機能を備えた空調服を販売している。
- 空調服のうちの特定のものだけがY製品の競合品となるとは認められず、競合品に係るシェアは上記のX、Y及びその他の競業他社のシェアのとおりと認めるのが相当であり、これを踏まえると、YがY製品を販売することがなかったとしてもその購入者の全てがX製品を購入したとはいえないから、この事情に基づき、特許法102条2項により推定される損害額の50%について推定の覆滅を認めるのが相当である。

(3)Yの営業努力

- Yは、Y製品の販売には、Y独自のブランド(「空調風神服」)による力が貢献していると主張するが、遅くとも平成29年以降、電動ファン付きウェアの市場において、XグループのシェアとYグループのシェアは拮抗し、むしろXグループのシェアの方が伸びていることからすると、X製品の顧客吸引力と比較して「空調風神服」の名称に特に強い顧客吸引力があるとは認められない。

(4)小括

- Yによる本件特許権の侵害により、Xが被った逸失利益に係る損害額は、565万2147円(5652万1465円×(1-0.8)×(1-0.5))と認められる。

3 まとめ

本判決は、炭酸パック化粧料事件(知財高裁令和元年6月7日大合議判決)(註:本ニュースレター2019年7月号Vol. 31)が例示した推定覆滅の事情のうち、市場における競合品の存在による50%(シェアに基づき算出)の覆滅を認めたほか、特許発明の実施部分の顧客誘引力に加え、特許発明自体の技術的意義・作用効果を考慮して、特許発明の侵害品の売上への貢献度という観点から80%という大きな割合で推定覆滅を認めた点が注目されます。また、覆滅割合が推定覆滅事情ごとに個別に認定され、算出過程が可視化されている点も注目されます。本件は事例判断ではございますが、従前、「寄与率」といった概念で考慮されていた事情が推定覆滅事情の中でも考慮され、結果として推定が大きく覆滅された事例として、今後の主張立証時の参考にならうかと思ひ、紹介させていただいた次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

取消判決確定後の再度の審決に対する審決取消訴訟における審理内容

杉野 文香

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年7月20日判決(令和2年(行ケ)第10054号)裁判所ウェブサイト〔核酸分解処理装置事件〕

裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「核酸分解処理装置」とする特許について、審決取消訴訟の取消判決確定後の再度の無効審判における無効不成立審決を不服としたXが、当該審決の取消を求めて審決取消訴訟(「本訴訟」)を提起した事案です。本訴訟に至るまでの経緯は以下のとおりです。

【本訴訟に至るまでの経緯】

- ① Xによる無効審判請求
- ② 特許権者であるY及びA¹による訂正請求(「一次訂正」)
- ③ 一次訂正を認めたいうでの有効審決(「一次審決」)
- ④ Xによる審決取消訴訟の提起
- ⑤ 取消判決が言い渡され、その後確定(「一次判決」)
- ⑥ 上記無効審判の再度の審理
- ⑦ Yによる訂正請求(「本件訂正」)
- ⑧ 本件訂正を認めたいうでの有効審決(「本件審決」)
- ⑨ Xによる本訴訟の提起

本件発明は、メタノールに由来する活性種を含むバイオガス²により核酸分解処理を行う核酸分解処理装置に関するものであり(明細書段落【0001】)、Yは、本件訂正において、「暴露部の庫内差圧を一定にする」³を「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」とする訂正を行いました。

本訴訟では、進歩性欠如、サポート要件違反、実施可能要件違反が争点となりましたが、以下では、進歩性欠如(本件訂正後の発明(「本件訂正発明」)が甲1発明から容易に想到できないとする判断の誤り)に関する知財高裁の判断についてご紹介します。

まず、本件審決では、本件訂正発明と甲1発明との相違点には「上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」という点が含まれており、甲2には当該構成は開示されていないことから、甲1発明に甲2に記載の構成を適用したとしても、当業者は当該相違点に係る本件訂正発明の構成を想到し得ないとの判断が示されていました。

これに対して、知財高裁は、本件出願日当時の周知技術及び技術常識を認定したうえで(後記(1))、本件審決は行政事件訴訟法33条1項により一次判決の拘束力が及んでおり、本件審決の当否について判断する本訴訟においても一次判決の認定を前提に判断すべきであることを示し(後記(2))、一次判決の判断及び一次判決確定の審判の経緯を踏まえれば、甲1発明に甲2に記載の構成を適用することで、「上記暴露部の庫内差圧を陰圧で一定」にすることは当業者にとって容易想到であると判断しました(後記(3))。

(1) 本件出願日当時の周知技術・技術常識(下線は筆者による。)

- ・ 本件出願当時の公開特許公報の記載を総合すると、「バイオハザード施設やケミカルハザード施設等、人体に有害な物質が室内に存在する場合には、室内から室外へその物質が漏えいすることがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することや、人体に有害なオゾンガスを用いて室内の滅菌を行う場合には、オゾンガスが室内から室外へ漏洩することがないように、室内を室外に対して陰圧に制御することは、周知の技術であった。
- ・ 本件出願当時のホルムアルデヒドガス滅菌等に関する文献の記載を総合すると、「ホルムアルデヒドガスは、人体に有毒であることは周知であり、また、滅菌・殺菌のためにホルムアルデヒドガスを処理室内で使用するに当たり、処理室内の圧

1 その後にAはYに持分を譲渡しており、本訴訟提起時はYのみが特許権者となっています。

2 ホルムアルデヒドを含むものになります。

3 発生したバイオガスが供給される部分が暴露部であり、暴露部からバイオガスを排気する際に生じる庫内差圧を一定にすることが訂正の対象となった事項の内容になります。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

力を処理室外の圧力に対して陰圧とした状態で使用する場
合があることは、本件出願日当時の技術常識であった」。

(2) 取消判決確定後の審決の取消訴訟について

- ・「特許無効審判事件についての審決の取消訴訟において審決取消しの判決が確定したときは、審判官は特許法181条2項の規定に従い当該審判事件について更に審理を行い、審決をすることとなるが、審決取消訴訟は行政事件訴訟法の適用を受けるから、再度の審理ないし審決には、同法33条1項の規定により、上記取消判決の拘束力が及び、この拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであるから、取消判決の上記認定判断に抵触する認定判断をすることは許されず(最高裁第三小法廷判決平成4年4月28日判決・民集46巻4号245頁参照)、その審判を不服とする審決取消訴訟においても、これを前提に判断されるべきことになる。」

(3) 訂正発明の進歩性の有無について

- ・ 一次判決は、①甲2には本件訂正前の発明の構成⁴が開示されており、②甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明に甲2に記載の構成を適用する動機づけがあるから、③当業者は、甲1及び甲2に基づいて、本件訂正前の請求項に係る発明の構成を容易に想到し得たと判断した。その後、Yが本件訂正をしたことにより、本件審決では、本件訂正発明と甲1発明の相違点について、一次審決で認定された相違点に加えて、本件訂正により加わった構成である「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることを特徴とする」という点が追加された。この経緯を踏まえると、本件訂正発明の進歩性の判断に関しては、甲2には本件訂正前の発明の構成が開示されていることを前提として、さらに「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」という本件訂正発明の構成が容易想到であるかを判断すべきである。
- ・ 甲2には非殺菌空間である室内を室圧調整装置により陽圧に維持する構成が開示されているが、この構成は、「あくまで第2の実施の形態についてのものであることに加え、甲2の特

許請求の範囲…には、室内の圧力を調整する室内調整装置について…被殺菌空間を陽圧で制御するとは特定されていないことからすると、…室圧調整装置により室内の圧力を陽圧力(10～20Pa)に維持する態様は、あくまで実施形態の1つであるにすぎないというべきである。」

- ・ 一次判決の判断も踏まえれば、甲1発明に甲2に記載の構成を適用することには動機づけがあり、甲1発明に甲2に開示された事項を適用するに当たり、周知技術及び技術常識を参酌して、甲2の被殺菌空間内の圧力を陰圧で維持することも当業者であれば容易に想到し得たものといえる。

一次判決が甲2において本件訂正前の発明の構成(庫内差圧を陰圧で一定にするか陽圧で一定にするかの限定はない)が開示されていると認定していることからすれば、「庫内差圧を陰圧で一定にする」ことは甲2に開示されていないとする本件審決の認定は一次判決の認定に反しているように思われます。

本件は事例判決ではありますが、確定した取消判決の事実認定を基に当該取消判決後になされた訂正発明の構成が容易に想到できるものであるかを判断している点で参考になると思いますのでご紹介させていただきます。

⁴ 上記排気量制御手段により制御される排気処理手段による滅菌タンク内のMRガスの排気処理に起因して生じる庫内差圧を検出する庫内差圧検出手段を備え、上記庫内差圧検出手段による検出結果から得られる庫内差圧情報が上記排気制御手段に帰還され、上記排気量制御手段により滅菌タンク内から排気するMRガスの排気量を制御することにより、滅菌タンク内の庫内差圧を一定にするという構成。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

応用美術の著作物性判断

古庄 俊哉
PROFILEはこちら

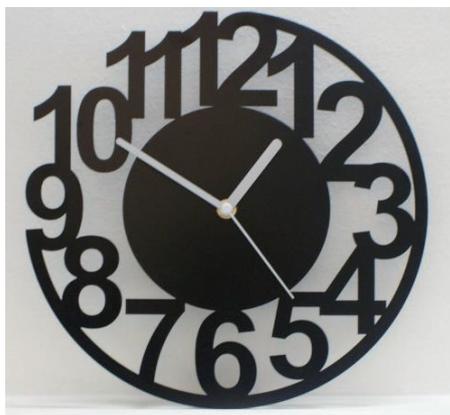
大阪地裁(26部)令和3年6月24日判決令和3年(ワ)第9992号 著作権侵害差止等請求事件(壁掛け時計事件)

裁判例はこちら

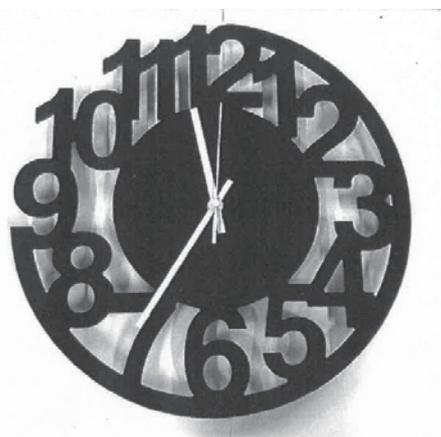
本件は、原告Xが、被告Yが販売する時計(「Y製品」)はXが著作権を有する著作物である原画(「本件原画」)を複製したものであるから、YによるY製品の販売行為は本件原画に係るXの著作権(複製権)を侵害していると主張して、Yに対し、著作権に基づくY製品の頒布差止め等を求めた事案です。

裁判所は、本件原画は、一般向けの販売を目的とする時計のデザインを記載した原画であり、それ自体の鑑賞を目的としたものではなく、現に、Xは、本件原画に基づき商品化された製品を量産して販売していることから、本件原画は、実用に供する目的で制作されたものであり、応用美術に当たると説示したうえで、応用美術が著作物として保護されるか否かの判断基準につき、以下のとおり判示しました。

本件原画



Y製品



● 実用目的で量産される応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、純粋美術の著作物と客観的に同一なものとみることができる。そうである以上、当該部分は美術の著作物として保護されるべきである。他方で、実用目的の応用美術のうち、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、純粋美術の著作物と客観的に同一なものとみることができないから、美術の著作物として保護されないと解される。

そして、裁判所は、以下の理由を挙げて、本件原画は実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものであるから、これを純粋美術の著作物と客観的に同一なものとすることはできず、著作物とは認められないとし、Xの請求を棄却しました。

- 本体の色を黒色としつつも長針、短針及び秒針を白色として、本体と針にコントラストを付けるという形態については、時計の針が本体の色彩との関係で視認しやすいこと自体は、針の位置により時間を表示するアナログ時計の実用目的に必要な構成といえる。配色に係るデザイン性も、このような構成を実現するために採用されているものといえ、当該構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分として把握することはできない。
- 時計の周囲と内側を円で囲みながらも9時から12時までは周囲を囲まないというデザインを採用すると共に、フォントの大きさと中心部の円との大きさを調整するという形態については、アナログ時計において、「1」～「12」の各数字及びこれを「12」を頂部として配置して右回りに円環状に配置することは、時間の表示という実用目的に必要な構成といえる。これらの数字により形成された円環の内側にある円盤状部及び外側に形成された円弧状の枠は、円環状に配置された数字

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

と互いに接着することにより、全体として時計本体を構成し、その形状を維持している部分と見られるから、これらも実用目的に必要な構成といえる。使用されている数字のフォントや円盤状部の大きさの点も、数字の見易さ及び時計としての使用に耐える一定の強度の実現という時計としての実用目的に必要な構成である。さらに、数字の字体そのものは、何ら特徴的なものではない。

- 各数字の外周側に円弧状の枠が設けられていない部分は、デザインの観点から目を引く部分と見ることも可能であるが、当該部分は、下部に上記枠の終端部が接する「9」を除くと、2桁の数字（「10」～「12」）が配置された部分であるところ、上記枠の設けられていない部分に他の部分と同様に枠を設けた場合、10の桁を示す「1」の部分がそれぞれ円弧状の枠と干渉して数字を読み取り難くなり、時間の把握という時計の実用目的を部分的にであれ損なうことになると考えられる。そうすると、当該部分のデザインについても、時計の実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分として把握することはできない。
- 時計の周囲と内側を円で囲みながらも9時から12時までは周囲を囲まないというデザインを採用すると共に、フォントの大きさと中心部の円との大きさを調整するという形態については、アナログ時計において、「1」～「12」の各数字及びこれを「12」を頂部として配置して右回りに円環状に配置することは、時間の表示という実用目的に必要な構成といえる。これらの数字により形成された円環の内側にある円盤状部及び外側に形成された円弧状の枠は、円環状に配置された数字と互いに接着することにより、全体として時計本体を構成し、その形状を維持している部分と見られるから、これらも実用目的に必要な構成といえる。使用されている数字のフォントや円盤状部の大きさの点も、数字の見易さ及び時計としての使用に耐える一定の強度の実現という時計としての実用目的に必要な構成である。さらに、数字の字体そのものは、何ら特徴的なもの

ではない。

- 各数字の外周側に円弧状の枠が設けられていない部分は、デザインの観点から目を引く部分と見ることも可能であるが、当該部分は、下部に上記枠の終端部が接する「9」を除くと、2桁の数字（「10」～「12」）が配置された部分であるところ、上記枠の設けられていない部分に他の部分と同様に枠を設けた場合、10の桁を示す「1」の部分がそれぞれ円弧状の枠と干渉して数字を読み取り難くなり、時間の把握という時計の実用目的を部分的にであれ損なうことになると考えられる。そうすると、当該部分のデザインについても、時計の実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分として把握することはできない。

応用美術の著作物性については、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは相当とはいえないとして、応用美術と純粋美術を区分しない見解を採用した知財高裁判決（知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP事件〕）があります。もともと、同判決以降も応用美術と純粋美術を区別する見解を採用する判決も数多くみられるところです。本判決も、応用美術と純粋美術を区別し、問題となっている応用美術に実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるかという判断基準を採用しています。応用美術の著作物性の判断につき、TRIPP TRAPP事件知財高裁判決が必ずしも踏襲されているわけではなく、この争点については未だ判断が統一されていないことには留意が必要かと思えます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不競法

営業秘密の秘密管理性の要件



渡辺 洋
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和3年6月24日判決(令和2年(ネ)第10066号)裁判所ウェブサイト〔リリーラッシュ事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、まつげエクステンション(まつげエクステ。人工毛を接着剤でまつげに付ける手法。)の専門店を営むXが、Xの元従業員Y(退職後別のまつげエクステサロンに勤務)に対し、同人がXの顧客に関する情報を取得した行為が不正競争行為であるとして、損害賠償等を求めた事案です(なお、Yの再就職先の共同経営者も提訴されています)。具体的には、Yが、Xの従業員に依頼し、Xの顧客カルテより特定の顧客の施術履歴(施術した太さ・本数、地まつげの状態等)の撮影画像をLINEで受信した行為(本件行為)が、不正競争防止法2条1項4号の営業秘密の不正取得にあたりXが主張し、Yがこれを争いました。

2. 裁判所の判断

(1) 原判決(東京地裁令和2年11月17日¹⁾)が、当該施術履歴は秘密として管理されておらず、営業秘密にあたらないとして、Xの請求を棄却したため、Xが控訴したところ、知財高裁は概ね原審と同様の以下の事情を指摘し、当該施術履歴の秘密管理性を否定して、Xの請求を退けました(控訴棄却)。

- ▶ 施術履歴等を記載した顧客カルテは、Xの従業員であれば誰でも自由に見ることができたこと。
- ▶ 顧客カルテを共有する目的で、Xの全従業員をメンバーとするLINEグループが作成されており、そこでは、必要に応じて従業員の私用スマートフォン等で撮影した顧客カルテの画像が共有されていたこと。また、共有された画像について、従業員に画像を保存しない・削除するような指示はされなかったこと。

(2) もっとも、本件行為に際し、YがLINEで「Eって私の友達のカルテ、もらえたりしないかな? 誰にもバレずに」等と送信し、その後「私に友達のカルテ送ったことだけは内緒でお願いします!」等と送信していた点に関し、Xがこれを秘密管理性の根拠として主張していたことについて、原判決は、これらの事実からYにおいて、直ちに秘密管理性の認識があったということはできないとの判断を示していました。

この判断について、知財高裁は、「秘密管理性は、従業員全体の認識可能性も含めて客観的観点から定めるべきものであり、従業員個々人が実際にどのような認識であったか否かに影響されるものではないから、Yにおいて本件施術履歴をXの営業秘密と考えていたか否かは、秘密管理性の有無についての結論を左右しない。」と判示しました。

3. 秘密管理性について

営業秘密の要件である「秘密として管理されていること」とは、「外部者及び従業員から認識可能な程度に客観的に秘密として管理されていることを指す」等といわれています(知財高裁平成23年9月27日判決〔ポリカーボネート樹脂製造装置事件〕。太字等は筆者。)。すなわち、行為者が主観的に秘密として認識していたかではなく、あくまでも客観的に秘密として管理していると認識できる状態にあるかが重要と解されています。本判決は、新しい判断を示したものではありませんが、秘密管理性の考え方を確認するうえで有意義であると考え、紹介する次第です。

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/872/089872_hanrei.pdf

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。